

瀬戸内市ごみ処理手数料徴収業務マニュアル 販売所用

令和7年11月

瀬戸内市 環境部 生活環境課

目次

- 1. はじめに・・・・・・・・・・ 2
- 2. 販売所の登録について・・・・・・・・ 3
- 3. 販売所の業務について・・・・・・・・ 5
- 4. 指定ごみ袋の販売について・・・・・・ 7
- 5. ごみ処理手数料の納付について・・・・ 8
- 6. その他・・・・・・・・・・・・・・ 9

1. はじめに

瀬戸内市では、ごみの減量化と資源化推進を目的に、令和8年4月1日から市がごみ処理に要する経費の一部を「証紙代」として負担していただきます。市民が指定ごみ袋を購入するときに支払う代金のごみ処理手数料として市の収入になり、ごみ処理の経費に充てられます。

証紙は金券などと同様の取扱いであるため、市は条例・規則に基づき売りさばき人（以下「販売所」という。）の登録を行う必要があります。

今回の改定により、販売所の登録、指定ごみ袋の発注・徴収・販売及びごみ処理手数料の納付など従来の取扱いから大きな変更があります。販売所の皆さまにおかれましては、本マニュアルに従って、適切な対応をお願いします。

※証紙・・・地方自治体が定めた条例により発行することのできる金券の一種です。

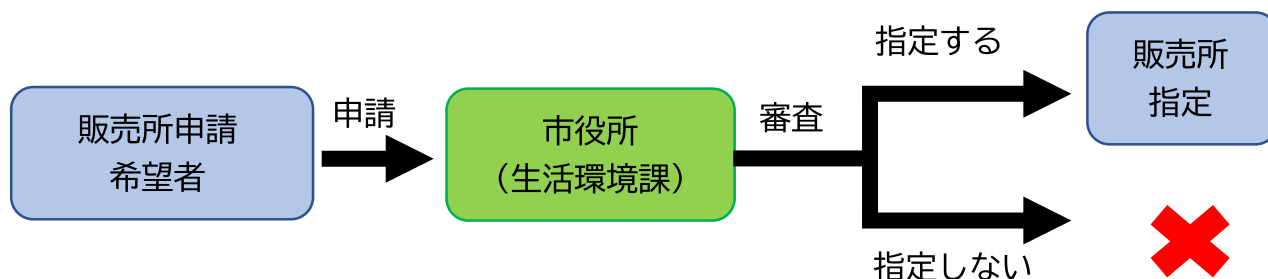
（主な変更点）

- ごみ袋の販売を行うためには、市への登録が必要になること（P.4）
- 発注などの方法が変更になること（P.6）
- 令和8年4月以降の青色ごみ袋の購入金額については、市へ直接支払うこと。（P.9）

2. 販売所の登録について

●登録の流れ

販売所となるには、市へ申請の後、指定ごみ袋売りさばき人として市からの指定を受ける必要があります。販売所の指定は「指定ごみ袋売りさばき人指定通知書」をもって市が通知します。



●販売所の要件

- (1) 店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とするもの
- (2) 経営の安定性及び継続性が認められるもの
- (3) 販売所又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務の取りまとめが可能であるもの
- (4) 防犯設備等により、指定ごみ袋の保管を確実にできるもの
- (5) 市区町村民税を滞納していないもの

●申請時に必要な書類

- (1) 指定ごみ袋売りさばき人指定申請書(様式第1号) 1部
- (2) 市町村が発行する市町村民税に関する納税証明書 1部(直近3ヶ月以内コピー可)
 - A. 法人の場合：法人市町村民税の納税証明書
 - ・確定申告期限が到来した直近事業年度分の法人市町村民税の納税証明書
 - ・資金設立した法人で、最初の確定申告期限を迎えていない法人については、予算書等営業計画が分かる書類
 - B. 個人の場合：個人市町村民税の納税証明書
 - ・直近年度分の個人市町村民税の納税証明書
 - ・直近年度分の個人市町村民税が課税されていない場合は、「課税なし」の旨が記載されている課税証明書
- (3) 店舗等所在地の地図(様式は問いません) 1部
- (4) その他 店舗外観の写真 1枚

●標札の掲示

登録終了後、『瀬戸内市指定ごみ袋取扱店』を示す標札を交付します。販売所（店舗等）の分かりやすい場所に掲示してください。

●登録事項の変更

市に登録している内容に変更があった場合は、次のような手続きが必要です。

内容	手続き	添付資料
販売所の代表者名・店舗名等の名称の変更	<u>変更後速やかに</u> 「指定ごみ袋売りさばき人氏名等変更届出書(様式第4号)」を生活環境課へ提出する	登記の写し等
販売所の所在地の変更		販売所の位置図
連絡先・営業時間・休業日の変更		内容が分かる書類

●販売所の廃止

- 販売所を廃止する場合は、廃止予定日の1か月前までに「指定ごみ袋売りさばき人廃止届出書（様式第5号）」を生活環境課に提出してください。
- 在庫がある場合、市に返却することはできません。他店舗間で調整いただくか売り切ってください。

●販売所の取消し

次のいずれかに該当する場合、市は販売所の指定を取消すことがあります。

- (1) 販売所として不適当と市が認めた場合
- (2) 指定する期日までに、ごみ処理手数料を納付しなかった場合
- (3) 市及び保管配送業者の業務を著しく害した場合

3. 販売所の業務について

●業務の概要

【注文】

- ① 販売所は、保管配送業者に必要箱数を注文します。
※指定ごみ袋は、箱単位での発注となります。
・保管配送業者へはFAX「指定ごみ袋買受申込書（様式第7号）」または電話で注文してください。
- ② 保管配送業者が、指定ごみ袋を販売所に配送します。

【受領】

- ・ 配送日時は、保管配送業者と協議して決定してください。
- ・ 受領の際は、必ず立ち合い検品を行い、配送された指定ごみ袋の種類・数量を確認してください。
- ・ 数量等を確認した後、「指定ごみ袋買受申込書（様式第7号）」を保管配送業者に渡してください。

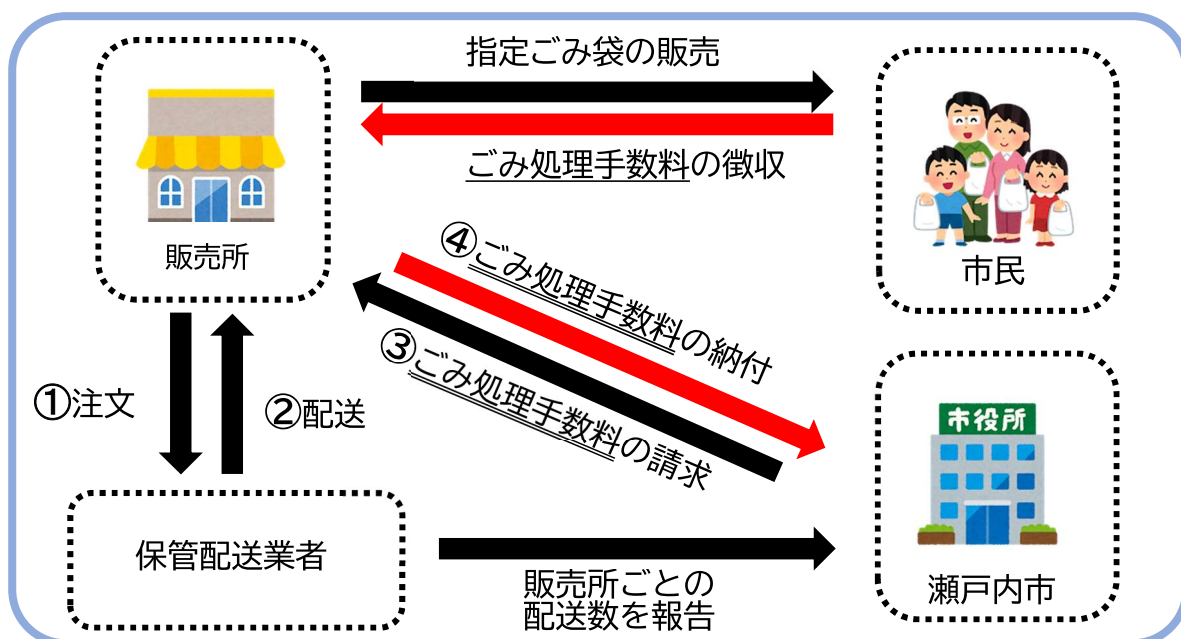
※配送は陸路のみです（海上運送が必要な場合は、市生活環境課に取りに来ていただくことになります）。

【納付】

- ③ 配送数に基づき、市が販売所に払込書納入通知書を用いて請求します（月末締め）。
※年度末等においては月の途中を締日とする場合もありますので、ご了承ください。
- ④ 販売所は払込書納入通知書の納期限内（概ね 30 日以内）に、市指定金融機関等に納入してください。

（市指定金融機関）

中国銀行本店・各支店、トマト銀行本店・各支店、備前日生信用金庫本店・各支店、岡山市農業協同組合本所・支所・出張所



(指定ごみ袋買受申込書)

様式第7号(第9条関係)		年 月 日	
指定ごみ袋買受申込書			
瀬戸内市長 殿			
(売りさばき人) (指定第 号)			
名 称 氏名又は代表者			
指定ごみ袋種類	1箱当たり 単価	数量	金額
大 (45L相当)	22,500円	箱	円
中 (30L相当)	15,000円	箱	円
小 (20L相当)	10,000円	箱	円
特小 (10L相当)	5,000円	箱	円
合計		箱	円
※申込単位は、1箱(500枚)単位となります。			
※売りさばき人の委任を受けた指定ごみ袋販売所の責任者が申込みを行う場合は、指定ごみ袋販売所名称及びその責任者の氏名等を記入してください。			

【保管配送業者の連絡先と営業時間】

- シルバー人材センター牛窓事業所 (平日のみ)
 (TEL・FAX) 0869-34-5858
 (営業時間) 9:00~16:00

- シルバー人材センター邑久事業所 (平日のみ)
 (TEL・FAX) 0869-24-0468
 (営業時間) 9:00~17:00

- シルバー人材センター長船事業所 (平日のみ)
 (T E L) 0869-26-6444
 (F A X) 0869-24-0488
 (営業時間) 9:00~16:00

4. 指定ごみ袋の販売について

販売所は（表１）の販売金額で指定ごみ袋の販売を行ってください。

また、販売時の留意事項、不良品の交換、返品については記載のとおり対応をお願いします。

（表１）売りさばく指定ごみ袋の種類及び手数料の額等

指定ごみ袋種類	１組（１０枚）の金額	
	①販売金額	取扱手数料 （①×８％＋消費税）
大（４５Ｌ相当）	４５０円	３９．６円
中（３０Ｌ相当）	３００円	２６．４円
小（２０Ｌ相当）	２００円	１７．６円
特小（１０Ｌ相当）	１００円	８．８円

●販売時の留意事項

- ・ 値引き販売はできません。また、景品等の無料配布等もできません。
- ・ 登録されている販売所以外での指定ごみ袋の取扱いはできません。
- ・ 指定ごみ袋を常備し、欠品とならないようご注意ください。

●不良品の交換

- ・ 販売前に不良品を発見した場合、市生活環境課に連絡してください。交換を申し出て下さい。
- ・ 市民が販売所に不良品の交換を求めた場合、市生活環境課（Tel 0869-22-1899）に連絡のうえ、未使用の指定ごみ袋から交換する枚数を取り出し、不良品と交換してください。後日、市職員が新しい指定ごみ袋（１組単位）をお届けしますので、不良品と開封済みのものを合わせて１組（１０枚）とし交換してください。回収した不良品は、市職員が交換するまでの間、適正に保管してください。

※「指定ごみ袋交換請求書(様式第８号)」を提出してください。

5. ごみ処理手数料の納付について

●ごみ処理手数料の納付の考え方

店頭で市民が支払う指定ごみ袋の購入代金は『ごみ処理手数料』であり、市民が市に納付するものです。販売所がごみ処理手数料の徴収窓口となり、徴収したごみ処理手数料を市に納付していただきます。

- ・ 毎月月末を締日として販売所が受領した指定ごみ袋の数量に基づき、市が払込書納入通知書を送付します。(毎月10日頃を目途に送付)

※年度末等においては月の途中を締日とする場合もありますので、予めご了承ください。

- ・ 販売所には、指定ごみ袋の1箱(500枚)当たりの取扱手数料を支払います。支払額は、販売所が受領した数量に応じて計算し、ごみ処理手数料を納付する際に差し引かれます。(相殺処理)

●取扱手数料：販売額の8%に消費税(10%)を乗じた金額

指定ごみ袋45Lが1箱の場合、 $22,500円 \times 0.08 \times 1.1 = 1,980円$

指定ごみ袋30Lが1箱の場合、 $15,000円 \times 0.08 \times 1.1 = 1,320円$

指定ごみ袋20Lが1箱の場合、 $10,000円 \times 0.08 \times 1.1 = 880円$

指定ごみ袋10Lが1箱の場合、 $5,000円 \times 0.08 \times 1.1 = 440円$

(表2) 種類別のごみ手数料納付額(箱単位)

指定ごみ袋の種類	①販売額	②取扱手数料	市に支払う金額 (①-②)
大(45L相当)	22,500円	1,980円	20,520円
中(30L相当)	15,000円	1,320円	13,680円
小(20L相当)	10,000円	880円	9,120円
特小(10L相当)	5,000円	440円	4,560円

●納付方法について

- ・ 市が送付する払込書納入通知書を用いて市指定金融機関等で納入してください。

(市指定金融機関)

中国銀行本店・各支店、トマト銀行本店・各支店、備前日生信用金庫本店・各支店、岡山市農業協同組合本所・支所・出張所

受領月(納品月)	翌月
指定ごみ袋の受領(納品)	10日頃 払込書納入通知書が届く (※年度末を除く) <u>納期限内に納入</u>

(払込書納入通知書)

202500050450013111110 01		領 収 済 通 知 書	
000101500200400400010000000001		A282131002045001A	
000000132100000000000000012060			

[] 様		金 額 [] 円	
		納 期 限 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
		種 別 []	
令和 ● 年度 所属 [] 生活環境課		発 行 日 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
会計 01 一般会計 款 15 項 02 目 04 節 04		管 理 番 号 0005045-001	
細節 01 ごみ処理手数料		領 収 済 印 []	
332127 岡山県 瀬戸内市 (自治体用)			

納期限

[] 様		金 額 [] 円	
		納 期 限 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
		種 別 []	
令和 ● 年度 所属 [] 生活環境課		発 行 日 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
会計 01 一般会計 款 15 項 02 目 04 節 04		管 理 番 号 0005045-001	
細節 01 ごみ処理手数料		領 収 済 印 []	
332127 岡山県 瀬戸内市 (金融機関用)			

[] 様		公 金 払 込 書 (領 収 証 書)	
		下記の金額を納期限までにお支払ください。	
		金 額 [] 円	
		納 期 限 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
		種 別 []	
令和 ● 年度 所属 [] 生活環境課		発 行 日 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
会計 01 一般会計 款 15 項 02 目 04 節 04		管 理 番 号 0005045-001	
細節 01 ごみ処理手数料		瀬戸内市長 []	
332127 岡山県 瀬戸内市 (納入者用)		領 収 済 印 []	

下記の場所にてお支払ください。
中国銀行本店・各支店
トマト銀行本店・各支店
瀬戸内市信用金庫本店・各支店
岡山県農業協同組合本店・各支店
瀬戸内市役所・支所・出張所

6. その他

●各種申請や届出の様式について

瀬戸内市公式ホームページ内「瀬戸内市指定ごみ袋等販売所募集」からダウンロードしてください。

【お問い合わせ先】

瀬戸内市 環境部 生活環境課 0869-22-1899